

指定障害福祉サービス事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

平成27年度 介護給付費等算定に係る体制等及び加算に係る届出について
平成27年度 福祉・介護職員処遇改善計画書の届出について

平素より本市の福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件について、平成27年度の介護給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり各障害福祉サービス事業について、体制等届出書等の提出をお願いします

1 届出に係る注意事項

- (1) 加算算定の有無にかかわらず、全てのサービス種別について提出してください。ただし、居宅系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）については、平成26年度に特定事業所加算を算定しており、平成27年度も引き続き同加算を算定する場合又は、平成27年度から新たに同加算を算定する場合のみ提出してください。
また、相談系事業所（地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援）は、平成27年度から新たに特定事業所加算（新設）を算定する場合のみ提出してください。
- (2) 事業所番号ごとにまとめて提出してください。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算届出書については、平成27年度に同加算を算定する事業所は、上記届出とは別に提出してください(※)。

2 提出期間（サービスの種類ごとに提出期間が異なりますので、御注意ください。）

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、平成27年4月7日（火）～4月21日（火）に提出してください。
 - (2) 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援については、平成27年4月7日（火）～4月17日（金）に提出してください。
 - (3) 共同生活援助については、平成27年4月7日（火）～4月14日（火）に提出してください。
- (※) 福祉・介護職員処遇改善加算届出書についても、体制等届出書と同時に提出してください。
(体制等届出書の提出が必要ない事業所は、平成27年4月7日（火）～4月21日（火）に提出してください。)

3 提出方法

郵送または直接持参願います。

なお、郵送による場合は封筒宛名面隅に「体制届出書在中」又は「福祉・介護職員処遇改善加算届出書」と朱書きしてください。

また、持参による場合は、窓口が混み合うことが予想されるため、事前に連絡（予約）のうえ来庁されますことをお勧めします。連絡がなく来庁された場合も対応はいたしますが、事前に連絡があった方を優先して対応しますので、窓口での順番変更や待機時間が長くなりますことを御了承願います。

4 提出先

旭川市福祉保険部指導監査課

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎5階 指導監査課

5 提出書類

別紙「届出書類一覧表」のとおり。

6 届出書等の様式について

届出書等の各種様式については、旭川市指導監査課のホームページに掲載していますので、指導監査課HP下段>事業者向けのページ【障害福祉サービス事業関係】>4から様式等を御確認ください。

様式をダウンロードできない場合は、様式を用意しておりますので、事前に御連絡のうえ御来庁願います。

【公開先】アドレス→ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shidokansa/>

【担 当】

旭川市役所福祉保険部指導監査課

Tel : 0166-26-1111 内線 (5118・5120)